

6 株主のために

健全な経営を持続していけるように、 経営体制の強化に努めています

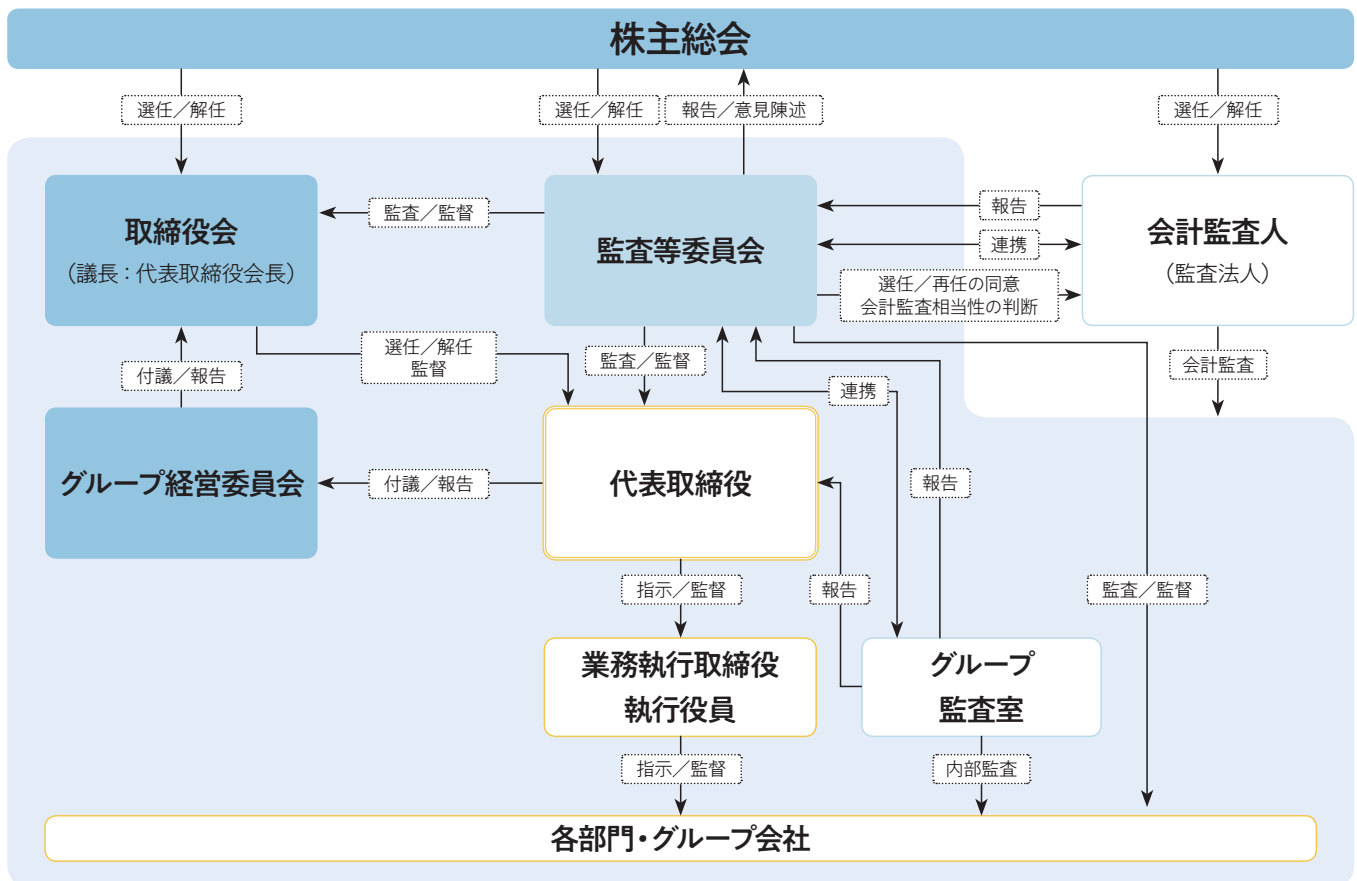
わたしたちは、株主や投資家のみなさまの期待と信頼に応える企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンス体制とリスク管理体制の強化に取り組んでいます。健全な経営を続けていくためのさまざまな方策をご紹介します。

コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでいます

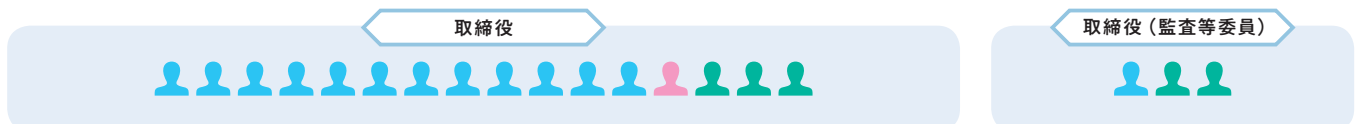
東邦ホールディングス(株)は、経営活動の透明性と健全性を維持し、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、経営に関する監査や監督の強化をはかるため、コーポレート・ガバ

ナンス(企業の経営を管理・統制する仕組み)の充実に取り組んでいます。取締役会では、経営上の意思決定および業務執行の監督を行っています。機動的な経営体制を構築するため、ならびに責任や評価を明確にするため、取締役の任期は1年としています。監査等委員の取締役は2年です。取締役は19名で構成されています(2019年6月)。女性取

東邦ホールディングス(株)の業務執行体制、経営監視体制および内部統制の関連図



取締役会の構成員 ピンクは女性、グリーンは社外



締役は1名。社外取締役は5名です。女性の視点からの意見を尊重し、さらに社外取締役を増やすことで業務執行に対する監督や監視体制をいっそう強化するとともに、外部有識者の意見を経営に反映できるようにしています。

取締役会での意思決定をスムーズに進めるために、取締役会に提出される議案は、月に2回開催されるグループ経営委員会で事前に審議されます。グループ経営委員会は、東邦ホールディングス(株)、東邦薬品(株)、ファーマクラスター(株)などの取締役・執行役員などで構成されています。

取締役会での意思決定プロセスについては、監査等委員である取締役3名(うち社外2名)が監査・監督し、議案内容の適法性を吟味するとともに、経営の透明性も確保しています。さらに、グループ監査室(グループ会社の監査を行う)や会計監査人(会計監査を行う)と定期的に情報共有や意見交換を行って、さらなる監査体制の強化に取り組んでいます。

なお、わたしたちもグループでは、東京証券取引所が2018年6月に改訂したコーポレート・ガバナンス・コードののっとしてコーポレート・ガバナンス報告書を作成し、東京証券取引所に提出するとともにホームページに掲載しています。

倫理綱領を全社員に配付し、法令や社会規範を周知しています

東邦ホールディングスは、2011年に「共創未来グループ倫理綱領」を制定し、法令や社会規範を遵守し、企業としての社会的責任を果たすべく努めています。2017年には、調剤薬局事業や医薬品製造販売事業の拡大を考慮に入れた改定版を配付しました。この倫理綱領は、グループスローガンや経営理念に基づき、全社員の業務活動における行動指針を定めたものです。また、医薬品医療機器等法、薬剤師法、独占禁止法、景品表示法とそれに基づく医療用医薬品卸売業公正競争規約などを遵守するためのポイントも解説しています。この倫理綱領を全社員(契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマーを含む)に配付し、さらに各事業所に常備して業務委託先のスタッフにも周知を徹底しています。

リスクを回避するためにグループ全体でリスク管理体制を整えています

リスク管理に注力しています

東邦ホールディングスは、「リスク管理基本規程」に基づき、コンプライアンス(法令の遵守と企業倫理の確立)を推進するとともに、経営に重大な影響をおよぼすリスクを回避するため、「グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しています。前述の「共創未来グループ倫理綱領」も同委員会において制定されました。実務現場のリスクを見逃さないために、委員会は当社グループの各部署の代表者16名で構成されています。さらに、テーマごとに数名のワーキングチームを設け、現場の声を反映させた実効性のあるリスク管理体制の構築をめざしています。東邦ホールディングス(株)は、2019年10月にグループ・リスクマネジメント室を設立しました。

コンプライアンス研修を実施しています

新入社員および中途入社社員にコンプライアンスの重要性を認識させるために、入社時の研修の必須項目として、コンプライアンス研修を実施しています。

医薬品の情報提供が適正かどうか教育・監督しています

2019年4月に厚生労働省の「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」が適用されました。これは医薬品の広告やPR活動をより適正なものにしていくための指針です。10月には、医薬品卸売事業各社と共創未来ファーマ(株)に、販売情報監督室を設立し、ガイドラインに準拠した情報提供ができるよう従業員に対して教育・監督を行っています。

適時・適切に情報を開示してIR活動に取り組んでいます

東邦ホールディングス(株)は、金融商品取引法などの関連法令や証券取引所規則を遵守し、公平かつ適時・適切に企業情報を開示するなど、IR活動(Investor Relations: 投資家向け広報)に積極的に取り組んでいます。第2四半期(中間)決算と本決算後には、決算発表とあわせて記者会見を行い、機関投資家・証券アナリストなどを対象にした決算説明会を実施しています。また、当社ウェブサイトにおいて決算説明会の資料を公開するほか、音声による配信サービスも行っています。少人数のsmallミーティングや個別ミーティングにも積極的に取り組んでいます。海外の機関投資家向けには、開示文書や決算説明会資料の英訳をウェブサイトに掲示するほか、経営トップが諸外国に赴いて機関投資家との対話を実施しています。2018年度は、7月にイギリスとフランスで、12月にアメリカで実施しました。

株を1単元以上保有する株主へ株主優待品を贈呈しています

東邦ホールディングス(株)では、毎年3月31日(当社期末)最終の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上を保有する株主へ、株主優待品を贈呈しています。

所有者別株主分布状況(2019年3月末)

